

『コア・テキスト民法〔エッセンシャル版〕第2版』補遺

2026年9月 新世社

立法補足情報

2026年6月17日に「民法等の一部を改正する法律案」が、参議院において可決され成立している。成年後見制度を「補助」に一本化し、補助の内部の柔軟な運用で、従前の後見、保佐、補助の内容を選択できるようにしたものであり、名称は補助に一本化されたが、内容に変わりはなく、柔軟な変更が可能になるなど仕組みが大きく変更されている。

法務省による「民法等の一部を改正する法律案要綱」の説明の「民法の一部改正」の部分だけ以下に掲載しておく。

1 後見開始の審判及び保佐開始の審判の廃止等

後見開始の審判及び保佐開始の審判を廃止し、これらの審判に関する規定及び成年後見人、保佐人等に係る規定を削除等する。(改正前第7条～第14条、第837条第2号、第843条～第847条、第849条～第856条、第858条、第859条第1項、第859条の2～第866条、第869条～第871条、第873条～第876条の5関係)

2 補助開始の審判の対象の拡大、特定補助人に係る審判の創設、終了事由の見直し等

(1) 精神上の理由により事理弁識能力が不十分である者の全てについて、補助開始の審判をすることができるものとし、補助開始の審判の請求権者に公正証書によって本人の指定した者を加える。(第7条、第8条関係)

(2) 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求により、法定の重要な財産上の行為のうち家庭裁判所が定めるものについて補助人の同意を要する旨の審判をし、又は特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をするものとする。(第9条、第11条関係)

(3) 家庭裁判所は、補助開始の審判を受けた者が精神上の理由により事理弁識能力を欠く常況にある者であり、かつ、必要があると認めるときは、請求により、その者のため特定補助人を付する旨の審判をし、本人がした法定の重要な財産上の行為を取り消すことができるものとする。特定補助人は、取消権の行使等をする権限を有するものとする。(第10条関係)

(4) 家庭裁判所は、必要がなくなつたと認めるときは、請求により、補助の制度に係る各審判を取り消すことができるものとする。(第 12 条第 2 項, 第 4 項, 第 5 項関係)

3 補助人の解任事由の新設, 補助人の義務に関する見直し等

(1) 家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があるときは、補助人を解任することができるものとする。(第 876 条の 5 関係)

(2) 補助人は、補助の事務を行うに当たり、適切な方法により、本人の意向を把握するようにしなければならない、その意向を尊重しなければならないものとする。(第 876 条の 11 関係)

(3) 家庭裁判所は、補助人の報酬を定める際に、補助の事務の内容等を考慮するものとする。(第 876 条の 19 関係)

(4) 補助人は、毎年一回一定の時期に、本人の状況等について家庭裁判所に報告しなければならないものとし、報告を受けた家庭裁判所は、補助の制度に係る各審判の要件がなくなつたと認めるときは、職権で、当該審判を取り消すことができるものとする。(第 12 条, 第 876 条の 21 関係)

(5) 補助人は、本人が死亡した場合に、家庭裁判所の許可を得て、その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結及び相続財産の保存に必要な行為をすることができるものとする。(第 876 条の 26 関係)

4 意思表示の受領の特別代理人の創設

家庭裁判所は、意思表示の相手方が精神上の理由により事理弁識能力を欠く常況にある者である場合において、その者のために意思表示を受ける者がいないときは、請求により、その者のために意思表示を受けることができる特別代理人の選任をすることができるものとする。(第 98 条の 3 関係)

5 保管証書遺言の創設

普通的方式の遺言として、保管証書遺言を創設する。保管証書遺言は、遺言の全文が記載又は記録された証書に遺言者が署名又はこれに代わる措置を講じ、遺言書保管官の前で遺言の全文を口述するなどし、第 5 の法務局における遺言書の保管等に関する法律の定めに基づき遺言に係る証書を保管しなければ、その効力を生じないものとする。(第 967 条, 第 968 条の 2, 第 968 条の 3 関係)

6 特別的方式の遺言における新たな方式の追加

(1) 死亡の危急に迫った者の遺言について新たな方式を追加し、遺言者が証人の一人に遺言の趣旨を口授し、証人が遺言の趣旨等を書面又は電磁的記録に記載し又

は記録し、その状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録すること等により、遺言をすることができるものとする。(第 976 条の 2 関係)

(2) 船舶遭難者の遺言について、その適用範囲を見直すとともに、新たな方式を追加し、遺言者が証人一人以上の立会いをもって口頭で遺言をする状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録すること、又は口頭で遺言をする状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録し、電子計算機を用いてその記録を特定の者に送信すること等により、遺言をすることができるものとする。(第 979 条第 1 項、第 979 条の 2 関係)

7 遺言における押印要件並びに証人及び立会人の欠格事由の見直し

(1) 自筆証書遺言、秘密証書遺言及び特別の方式の遺言における遺言者、証人及び立会人の押印要件を廃止する。(第 968 条、第 973 条第 1 項、第 976 条第 1 項、第 979 条第 3 項、第 980 条、第 981 条、第 984 条関係)

(2) 遺言の証人及び立会人となることができない者に、受遺者（推定相続人である者を除く。）の被用者等を加える。(第 974 条第 3 号関係)

8 その他

その他所要の改正を行う。

■最判令 8・8・28 裁判所 website

【事案】 本件は、賃借権の目的である土地の上にある区分所有建物の専有部分の持分を譲り受けたXが、これに伴う賃借権の持分の譲渡について借地権設定者であるYが承諾しないため、当該専有部分の持分につき借地借家法 14 条所定の建物買取請求権を行使したとして、Yに対し、当該持分の時価相当額及び遅延損害金の支払を求める事案である。原審はこれを認めず、Xが上告をする。最高裁も、共有持分につき借地借家法 14 条の適用を認めず、上告を棄却する。

【判旨】

(1) 借地借家法 14 条の趣旨

(a) 必要性——譲受人の保護、建物の保護 「賃借権の目的である土地の上にある建物その他借地権者が権原によって土地に附属させた物（以下「建物等」という。）の譲受人は、賃借権の譲渡の承諾又は承諾に代わる許可を得られない場合、当該譲渡を借地権設定者に対抗することができず、借地権設定者から建物等の収去及び土地の明渡しを請求されるおそれがある。借地借家法 14 条は、このようなときに建物買取請求権を認めることによって、建物等についての投下資本の回収や、社会経済的効用を有する建物等の存続を図るものであると解される」。

(b) 許容性——賃貸人の不利益 「建物買取請求権を認めたとしても、借地権設定者は、建物等の時価相当額を支払うことによって建物等の所有権を取得し、建物等を譲渡して新たに借地権を設定するほか、建物等を取り壊して土地を新たな用途に供することも可能となる」。

(2) 持分譲渡には許容性が打倒しない

(a) 賃貸人に許容性が妥当しない 「これに対し、賃借権の目的である土地の上にある建物の持分の譲渡の場合において、建物の持分について建物買取請求権が認められるとすると、一般に、借地権設定者は、その行使によって、当該建物の共有関係に巻き込まれることになる。その結果、借地権設定者は、自らの意思によることなく、当該持分の時価相当額の負担を余儀なくされながら、建物の処分行為を自由にすることはできず、当該建物の共有者として他の共有者との調整を図りつつこれを使用又は収益することができるにとどまることになるのであるから、建物所有権の全部につき建物買取請求権が行使された場合に比して、重大な不利益を被るおそれがあるといえることができる」。

(b) 譲受人の保護の必要性も妥当しない 「また、建物の持分に関する投下資本の回収は、共有物分割請求をすることによって図り得ることからすると、建物所有権の全部の譲渡の場合に比して、建物買取請求権を認める必要性も乏しいといえるべきである」。

(3) 結 論

「したがって、賃借権の目的である土地の上にある建物の持分について、建物買取請求権は成立しないと解するのが相当である。そして、このことは、譲渡の対象が区分所有建物の専有部分の持分であっても異なるものではないから、本件持分について建物買取請求権は成立しないというべきである」。

■最判令 8・7・7 裁判所 website

(1) 事実関係及び結論の概説

Y は、平成 27 年 10 月、X から本件施設内のコンベア下の金属板の亀裂部分について補修依頼を受け、従業員を当該部分の溶接作業に当たさせたところ、同人の重過失により出火した。本件火災事故により、本件施設の 2 階から 4 階部分に設置されていた上記コンベアから複数のコンベアに燃え広がり、本件施設は、屋根と壁の一部まで焼損するなどした。本件火災事故による本件施設（延べ床面積 4253.81 平方メートル）の焼損又は水損の範囲は、焼損した面積が 1280 平方メートル、水損した面積が 931 平方メートルに及んだ。本件火災事故における X の過失割合は 3 割である。本件施設は、鉄骨造及び鉄筋コンクリート造で、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）上の耐用年数が 38 年の建物であり、本件火災事故当時、竣工から約 18 年が経過していた。

X が Y に対して、不法行為に基づく損害賠償等を求めた事案で、①将来必ず撤去費用がかかるので、施設の撤去費用は賠償請求できないのか——葬式費用の議論に似ている——損害賠償の範囲と②損益相殺と過失相殺の順序が問題になった。

①については、相当因果関係を否定した原審判決を破棄し、相当因果関係にある損害の認定を審理させるため差し戻す。②については、損益相殺自体は認め、ただし、損益相殺した後の額が「現実には被った損害」となるのであり、この額を出してこれに過失相殺をすべきものとする。そして、原審はこの順序が逆なので、差し戻して、正しい順序（まず損益相殺、次いで過失相殺）で計算をし直すよう命じている。

(2) 原審判決

①について X が本件施設を解体するために支出した費用（以下「本件解体費用」）は、本件火災事故が発生しなくても将来のいずれかの時点において生ずる費用であるから、本件火災事故と相当因果関係のある損害ということとはできない。

②について Y が X に対し賠償すべき額を定めるに当たっては、過失割合による減額をした後に、損益相殺として本件運転管理費相当額を控除すべきである。

(3) 最高裁判決

①について 「本件施設の耐用年数や本件火災事故当時の経過年数、本件火災事故発生前の稼働状況等に照らすと、本件火災事故が発生しなければ、本件施設は

相当長期間にわたって粗大ごみの処理を行う施設として使用される蓋然性が高かったということができるのであって、X において、本件施設を近い将来に解体する予定があったといった事情は見当たらない。そうすると、本件施設が将来のいずれかの時点において解体されるからといって、直ちに、本件解体費用の全部について、本件火災事故との相当因果関係が否定されることにはならないというべきである」。

「したがって、本件解体費用について、本件火災事故と相当因果関係のある損害ということはできないとした原審の判断には、法令の解釈適用を誤った違法がある」（全額相当因果関係があるというのではなく、原判決を破棄し「相当因果関係のある損害の額等について更に審理を尽くさせるため」差戻しを命じている）。

②について 「本件施設の用途や性質等に照らすと、X は、本件施設に代わる新たな施設を取得するまでの合理的な期間については、不法行為に基づく損害賠償として、代替的な手段を用いて粗大ごみを処理するのに要した費用相当額の賠償を求めることができるというべきである」。その「一方で、従前、本件施設で粗大ごみを処理するために要していた本件運転管理費の支出を免れたものである」。「そうすると、上記不法行為に基づき賠償すべき額を定めるに当たっては、公平の観点から、損益相殺として、本件代替処理費相当額から本件運転管理費の支出を免れたことによる利益を控除すべきであり、控除後の残額が上記不法行為によって粗大ごみの処理について X が現実に被った損害となるのであるから、上記利益の控除は、過失割合による減額に先行して行うのが相当である」。「本件施設が使用できなくなったため代替的な手段を用いて粗大ごみを処理した場合に、Y が不法行為に基づき X に対して賠償すべき額を定めるに当たっては、本件代替処理費相当額から本件運転管理費相当額を控除した後に、過失割合による減額をすべきである」。「過失割合による減額をした後に損益相殺として本件運転管理費相当額を控除すべきとした原審の判断には、法令の解釈適用を誤った違法がある」。

■最判令和 8 年 6 月 5 日裁判所 website

最判令和 8・6・5 裁判所 website は、不貞の相手方の責任につき、以下のような新判断を示しており注目される。「婚姻共同生活の平和の維持に係る権利利益」を保護法益とし、婚姻関係が既に破綻している場合にはこの保護法益はないため、婚姻関係が既に破綻していると「信じ、かつ、そう信ずるについて相当の理由があった」ならば故意・過失がないことになることを認める。原審判決はこの点を判断していないので、審理させるため差戻しを命じている。

「Y は、もともと A が X と婚姻関係にあることを認識していたが、A と肉体関係を持つまでに、A から、X と離婚するつもりであることを伝えられ、本件離婚届を見せられてもいたのであるから、A において X と離婚する強固な意思があったことを

認識していたというべきである。その上、Y は、A から、X から家計を別々に管理することを提案されたと伝えられたり、互いのプライバシーに干渉しないことを提案する旨の X と A との間の電子メールのやり取りを見せられたりもしていたのであるから、A と肉体関係を持った当時、A のみならず X も夫婦としての婚姻共同生活を解消する意向を示していることを知り、婚姻共同生活の実体が既に失われていると認識したこともうかがわれる。以上の事実関係等を前提にすれば、Y は、A と X が離婚したと信じたことについては相当の理由があったとはいえないとしても、その婚姻関係が既に破綻していると信じ、かつ、そう信ずるについて相当の理由があったとみる余地がある。そうすると、Y において、A が X と離婚したと信ずるについて相当の理由があったとはいえないからといって、それだけで直ちにいわゆる不貞慰謝料の請求を認めるために必要な要素である X の婚姻共同生活の平和の維持に係る権利利益を侵害したことについての過失があるということはできない。

「以上によれば、Y において A が離婚したと信じたことについて相当の理由があったか否かを検討するにとどまり、Y において婚姻関係が破綻していたと信じ、かつ、そう信ずるについて相当の理由があったか否かを検討することなく直ちに Y に過失があるとした原審の判断には、過失に関する法令の解釈適用を誤った違法があるというべきである」（この点を更に審理を尽くさせるため、破棄部分につき、本件を原審に差し戻す）。

■最判令和 8 年 2 月 13 日裁判所 website

(1) 最高裁判旨

X らに準社員就業規則が適用され、一時金の支払を求める具体的請求権（労働契約に基づく賃金債権）を有していたことを前提としたうえで、「Y がその支払債務の履行を怠ったことが不法行為に該当するとして、一時金相当額等の損害賠償を求め」た事例で、以下のように判示する。

「X らが上記賃金債権を有するのであれば、Y においてその支払債務を履行しなかったとしても、契約に基づく金銭債務の不履行となるにすぎず、当該不履行自体は債権者の不法行為法上の権利利益を侵害するものではないから、一時金が支払われなかったからといって不法行為が成立するものではない。本件において、X らは、専ら一時金が支払われなかったことをもって不法行為に該当すると主張するものであり、契約責任（債務不履行）のほかに、不法行為責任が問題になる余地はない」。

「したがって、X らは、Y に対し、Y による一時金の支払債務の不履行を理由として、一時金相当額を不法行為に基づく損害賠償として請求することはできないというべきである」。

(2) コメント

単に債務を履行しないことは債務不履行にすぎず、不法行為方上の保護法益の侵害（いわゆる拡大損害）がない限り、債務不履行の他に不法行為が成立することはない。原審判決は、「Y は、同日までは X らを準社員と扱うべきであったのに、これに反して一時金を支給しなかったから、X らに対し、不法行為に基づき、一時金相当額及び弁護士費用相当額の損害賠償義務を負う」と判示したようである。不法行為とする余地があるのは、準社員と扱わなかったという「差別」的処遇による人格的利益の侵害である。その損害賠償請求権を認めるとしても慰謝料請求権であり、X らが本件訴訟で請求している金銭の不払いを不法行為とすることはできない。

■最判令和 8 年 1 月 22 日裁判所 website

【事案】 本件は、a マンションの区分所有者 X が、区分所有建物の共用部分の設置又は保存に瑕疵があることによって損害を被ったと主張して（外壁コンクリート躯体部分及び床下スラブ部分の亀裂等により、X の区分所有部分への漏水事故が発生）、a マンションの管理組合であり、建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）3 条前段所定の団体（以下「区分所有者の団体」という。）である Y に対し、民法 717 条 1 項本文に基づく損害賠償を求めるなどする事案である。原審は、Y は、本件外壁部分等について、民法 717 条 1 項本文にいう「占有者」に当たるということはできないと判断して、X の Y に対する同項本文に基づく損害賠償請求を棄却した。

【争点】 民法 717 条 1 項について、区分所有建物の共用部分の「占有者」は管理組合か。共用部分は区分所有者全員の共有。

【判旨】 「民法 717 条 1 項本文の趣旨は、工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって損害が生じた場合、このように通常有すべき安全性を欠く状態にある工作物を支配管理して上記損害の発生を防止すべき地位にある者に損害賠償責任を負わせることにある」。

「区分所有法によると、区分所有者は、全員で、区分所有建物等の管理を行うための団体を構成し（3 条前段）、区分所有建物の共用部分の管理に関する事項は集会の決議で決するとされている（18 条 1 項）。これら区分所有法の規定に照らすと、区分所有建物の共用部分については、基本的に、区分所有者の団体がこれを支配管理して通常有すべき安全性を確保していくことが予定されているものというべきである（このことは、区分所有法 25 条及び 26 条に管理者の選任及び権限等についての定めがあるからといって、左右されるものではない。）。そうすると、区分所有者の団体は、特段の事情がない限り、区分所有建物の共用部分を支配管理してその設置又は保存の瑕疵による損害の発生を防止すべき地位にあることができる」。

「また、区分所有者の団体は、区分所有者からその持分に応じて共用部分の管理の

ための費用を徴収しているのが通例であるところ（区分所有法 19 条参照）、共用部分の設置又は保存に瑕疵があることによって損害が生じた場合には、区分所有者の団体の財産からその賠償をすることが、区分所有者の通常の意味に沿い、損害を被った者の保護にも資するものといえる」。

「以上によれば、区分所有者の団体は、特段の事情がない限り、区分所有建物の共用部分について、民法 717 条 1 項本文にいう「占有者」に当たるといべきである。

「そして、本件において特段の事情はうかがわれなから、Y は、本件外壁部分等について、民法 717 条 1 項本文にいう「占有者」に当たる」。

■最判令和 7 年 12 月 23 日裁判所 website（設備費用請求事件）

【事案】 LP ガスの供給等を業とする X は、A が販売する戸建て住宅に LP ガスの消費設備に係る配管及びガス栓等（「本件配管」）を設置したが、その費用は A から X に支払われていない。A から本件建物を購入した Y は、X との間で LP ガスの供給契約を締結するとともに、「液化石油ガス供給・消費設備の売買予約と貸与契約書」により、①本件配管の所有権が X にあることを確認した上、本件配管について売買予約契約を締結する、②X は、Y が本件供給契約を解除したときは、売買予約契約の予約完結権を行使できる、③本件予約完結権の行使により成立する売買契約における本件配管の代金額は、本件配管の残存価値相当額により算定するといった特約をした。

【特約の趣旨】 X が A から本件設備設置の費用の支払いを受け、A はこれを建物の代金に組み込んで Y に建物を販売していれば、事後の精算は問題にならない。しかし、X は A から支払いを受けず、また、Y からもちだちには支払いを受けず、その費用をガス料金から 10 年かけて回収する予定である。そのため、X は Y が 10 年経過前にガス供給契約を解除すると、回収され残った本件設備設置費用を償還請求する必要がある。それを、設備の売買予約の完結による設備の売買契約を認めて、設備の残存価値を代金名目で回収するのである。この契約形式によると、本件設備が付合せず X のままであるが、その前提として本件設備の付合を否定できるのかが問題とされたのが本件である。

【原審判決】 原審は、本件配管は本件建物に付合したものではないとして、本件契約を売買予約契約であると解し本件売買契約の成立を肯定しながら、本件配管の代金額を定めた本件条項が、違約金等条項に当たり、その全部が無効となるとした。

【最高裁判旨】

(1) 付合を認める 以下のように付合を肯定する。「前記事実関係からすると、本件配管を撤去するためには本件建物及びその住宅設備を相当程度毀損する必要がある、その撤去や本件建物等の復旧には相応の手間や費用を要することが見込まれ

る。また、本件配管は、本件建物の構造に合わせて設置されているもので、本件建物と一体となって利用されることではじめてその経済的効用を発揮するものである上、撤去後の本件配管の経済的価値が乏しいものであるとうかがわれることからすると、相応の費用等をかけて本件配管を撤去する意義は見いだし難い。これに加え、戸建て住宅に設置されている状態の LP ガスの消費設備に係る配管が、当該住宅と別個独立に公の市場において取引されるものであるとうかがわれないことも考え併せると、本件配管について、本件建物とは別個に所有権の客体となるものと解すべき必然性は乏しい」（242 条但書の適用も否定）。

(2) 契約解釈は売買予約を問題とする 「以上からすると、Y は、本件契約締結以前から本件配管の所有権を有していたのであり、本件契約を本件契約書の文言どおりに売買予約契約と解することはできない。したがって、本件契約が売買予約契約であって本件売買契約が成立すること又は X が本件配管の所有権を有していることを前提とする X の主位的請求及び予備的請求はいずれも理由がない」。

■最判令和 7 年 12 月 23 日裁判所 website（残存費用等請求事件）

最判令 7・12・23 裁判所 web（残存費用等請求事件）は、「本件条項は、本件消費設備等の設置の対価を定めたものではなく、本件供給契約が供給開始日から 10 年経過前に解約されるなどして X がその後のガス料金を得られなくなった場合に本件算定額の支払義務を負わせることで、短期間の解約が生ずることを防止し、本件供給契約を長期間維持することを図るとともに、併せて先行投資された本件設置費用に関して X が被る可能性のある損失を補てんすることも目的の一つとするものというべきであり、実質的にみると、解除に伴う損害賠償の額の予定又は違約金の定めとして機能する」、「本件条項は、違約金等条項に当たるといふべきである」という。そして、X に未回収分の損害が生じたとはいえないとして、本件条項を消費者契約法 9 条 1 号により無効とした。

■最判令 7・10・30 裁判所時報 1874 号 2 頁

「被保険者」を保険金請求権者とし、「ただし、被保険者が死亡した場合はその法定相続人とする。」との定めがある自動車保険の人身傷害条項がある場合に、人身傷害保険金の請求権の帰属が問題とされ、最高裁は以下のように判示し、被保険者の損害を填補するものであり、被保険者に帰属し相続の対象になるものと判断した。契約解釈の一例として参考になる判例である。

「本件人身傷害条項によれば、人身傷害保険金は人身傷害事故により生ずる損害に対して支払われるものとされ、本件条項 1 の柱書きは、保険金請求権者を「人身傷害事故に

より損害を被った」者とする旨を定めている。また、本件人身傷害条項では、人身傷害保険金を支払うべき損害の額について、損害項目に応じて、これを実費、あるいは、損害の程度等を踏まえた特定の方法により算定される額としており、人身傷害保険金の額は、人身傷害事故により生ずる具体的な損害額に即して定まるものとされている。そして、損害を填補する性質の金員の支払等がされた場合は、当該金員の額を控除するなどして人身傷害保険金を支払うものとされている。これらの点からすれば、本件人身傷害条項において、人身傷害保険金は、人身傷害事故により損害を被った者に対し、その損害を填補することを目的として支払われるものとされているとみることができる」。

……

「以上のような本件条項 1 の文言、本件人身傷害条項の他の条項の文言や構造等に加え、保険契約者の通常理解を踏まえると、本件条項 1 は、人身傷害事故により被保険者が死亡した場合を含め、被保険者に生じた損害を填補するための人身傷害保険金の請求権が、被保険者自身に発生する旨を定めているものと解すべきである。本件条項 1 のただし書は、死亡保険金の請求権について、被保険者の相続財産に属することを前提として、通常は法定相続人が相続によりこれを取得することになる旨を注意的に規定したものにすぎないというべきである」。

■最判令和 7 年 7 月 14 日

【事案】 Y らは、市町村又は一般廃棄物の処理に関する事務を共同処理するために市町村によって設置された一部事務組合（以下、併せて「市町村等」という。）であり、その区域内で生じた一般廃棄物について、廃棄物処理業者 A 株式会社に委託して、X の区域内に存する廃棄物最終処分場において処分していた。福井県及び X によって設置された敦賀市民間最終処分場環境保全対策協議会は、平成 18 年 2 月、本件最終処分場において、埋立地からの浸出液が混入した地下水が処理されないまま周辺の河川に流出しており、本件最終処分場から流出する地下水に複数の有害物質が基準値を超えて含まれ、上記河川の下流域の農作物や井戸水等に影響を生ずるおそれがある旨を報告した。

X の市長は、平成 18 年 5 月、本件最終処分場において廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）6 条の 2 第 2 項に規定する一般廃棄物処理基準に適合しない処分が行われたことにより、生活環境の保全上支障が生じ又は生ずるおそれがあり、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきであるとして、法 19 条の 4 第 1 項に基づき、キンキクリーンセンターに対し、本件最終処分場から外部への漏水防止対策、埋立地からの浸出液の浄化対策等を講ずべきことを命じた。X は、同年 7 月以降、X の市長による上記の命令に係る法 19 条の 7 第 1 項に基づく措置として、福井県と共に諸施設の設置工事等を実施した。

【争点】 本件は、X が、上記工事等の実施により Y らの事務の管理をしたなどと主張して、Y らに対し、事務管理に基づく費用償還請求等として、上記工事等の費用の一部に相当する金員の支払を求める事案である。Y らが支障の除去等の措置を講ずる法的義務を負い、X が民法 697 条 1 項所定の他人の事務の管理をしたといえるかが争われている。

【原審】 請求棄却 原審は、要旨次のとおり判断して、X の事務管理に基づく費用償還請求を棄却すべきものとした。

市町村等から一般廃棄物の処分の委託を受けた者が、当該市町村等の区域外において上記一般廃棄物の不適正な処分を行い、これに起因して生活環境の保全上支障が生じ又は生ずるおそれがある場合、上記市町村等がその支障の除去等の措置を講ずる法的義務を負うことを具体的に定める法令の規定が見当たらないことなどからすれば、上記市町村等が上記法的義務を負うということはできない。したがって、この場合に、上記処分場所がその区域内に含まれる市町村が、その支障の除去等の措置を講じたとしても、上記委託をした市町村等の事務の管理をしたものとはいえず、事務管理は成立しない。

【最高裁】 破棄差戻し

(1) 法は、廃棄物の適正な処理をし生活環境を清潔にすることなどにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする（1 条）。そして、法は、市町村は、その区域内における一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努め、その区域内で生ずる一般廃棄物について、発生量及び処理量の見込み、適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等を定めた一般廃棄物処理計画を策定し、これに従って、自ら又は市町村以外の者に委託するなどして、生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならないものとし、その処理は政令で定める一般廃棄物処理基準に従って行うべきものとする（4 条 1 項、6 条 1 項、2 項、6 条の 2 第 1 項、2 項）。

これらの規定は、市町村の区域内で生ずる一般廃棄物について、排出者である個々の住民にその処理の責任を負わせたのでは継続的かつ安定的な処理が行われることが期待できないことから、一般廃棄物の適正な処理により生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、個々の排出者に代わって、住民の福祉の増進を図る役割を広く担う市町村に、その区域内の一般廃棄物を適正に処理する責任を負わせたものと解される。

そして、これらの規定は、市町村が市町村以外の者に委託して当該市町村の区域外で行った一般廃棄物の処分が一般廃棄物処理基準に適合せず、これに起因して生活環境の保全上支障が生じ又は生ずるおそれがある場合も当然に想定していると考えられるところ、この場合においても、上記の委託をした市町村が一般廃棄物の処理について個々の排出者に代わってその処理の主体として負っている責任を全うするためには、上記委託をした市町村が自らその支障の除去等の措置を講ずる必要があるというべきである。

上記の場合には、立地市町村（上記処分場所がその区域内に含まれる市町村をいう。以下同じ。）において、当該立地市町村の住民の健康や生活環境への影響を防ぐといった観点から、その支障の除去等の措置を講ずることが求められることもあるが、そのような

ときであっても、上記委託をした市町村は、個々の排出者に代わって一般廃棄物の適正な処理に関する責任を負うものであって、その区域内において処分を行うことに伴う様々な事実上の負担を免れるという利益を得ているのであるから、本来的にその支障の除去等の措置を講ずべき地位にあるというべきであり、そのように解することが一般廃棄物の円滑な処理に資するものであり、関係市町村間の衡平にもかなうと考えられる。そうすると、上記委託をした市町村は、その支障の除去等の措置を講ずる法的義務を負うというべきである。

このように、市町村がその区域内の一般廃棄物を当該市町村の区域外において処分する場合にもその適正を確保する責任を負うことは、一般廃棄物の処分を市町村以外の者に委託した市町村は、上記処分の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、受託者の氏名又は名称等に加え、埋立処分を委託する場合にあっては埋立地の所在地及び残余の埋立容量等を通知し（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 4 条 9 号イ）、1 年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分の実施の状況の確認を 1 年に 1 回以上実地に行う（同号ロ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 1 条の 8）とされていることから裏付けられる。

(2) 以上によれば、市町村から一般廃棄物の処分の委託を受けた者が、当該市町村の区域外において一般廃棄物処理基準に適合しない処分を行い、これに起因して生活環境の保全上支障が生じ又は生ずるおそれがある場合に、立地市町村がその支障の除去等の措置を講じたときは、当該立地市町村が上記委託をした市町村の事務の管理をしたものとして、事務管理が成立し得ると解するのが相当である。立地市町村が法 19 条の 7 第 1 項に基づきその支障の除去等の措置を講じた場合には、その措置は当該立地市町村の事務としての性質を有するところ、この場合であっても、上記委託をした市町村が本来的にその支障の除去等の措置を講ずべき地位にあるものとしてこれを講ずる法的義務を負うことに変わりはなく、事務管理の成立が否定されるものではない。そして、以上のことは、上記委託をした者が一般廃棄物の処理に関する事務を共同処理するために市町村によって設置された一部事務組合であっても異なるものではない。